

UAE から日本への渡航者の検疫措置にかかる新たな決定について  
(1月8日時点)

令和3年1月10日

1 1月8日、日本において新たな水際措置が決定されました。既に1月4日付メールでお知らせした内容に加えて、新たな措置として、日本人が入国時に陰性証明を提示できず検疫所長の指定した場所での隔離となった場合、入国後3日後に改めて検査を受検して陰性が証明された場合は、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日間の自宅等での待機が可能となりました。

(1月4日付当館発領事メール：)

<https://www.uae.emb-japan.go.jp/Covid-19/ConsularE-mail20210104.pdf>

新規措置を含め、日本入国に際しての現時点の水際措置については以下のとおりとなっております。

## 2 水際措置

### (1) 新型コロナウイルス検査陰性証明の提出

UAE を出発して日本に入国する方は、出発前72時間以内の出国前検査証明を取得して、日本入国時に日本の空港検疫に提出することが求められます。なお、陰性証明の提出については年齢問わず求められるところご注意ください。

日本の空港到着時に、出国前検査証明を提出できない場合でも、日本人は入国を拒否されることはありませんが、日本の空港で検査を受検することに加え、検疫所長が指定した場所（公費負担）での14日間待機が要請されます。ただし、入国後3日目に改めて検査を受け、同結果が陰性であった場合には、位置情報の保存等（接触確認アプリのダウンロード及び位置情報の記録）について誓約を求めるとともに、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、残りの自己隔離期間については自宅等での待機となります。

### ● 出国前検査証明について

原則として日本政府が指定する書式を使用願います。同書式での取得が困難な場合には病院や検査機関の任意の書式を利用することも可能ですが、必要情報が欠けている場合には、日本での上陸審査時に問題となる可能性もあるところ、ご注意願います。

#### 【出国前検査証明書式】

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25\\_001994.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html)

#### 【検査の必要性】

検査陰性証明の提出については、第三国からUAEに入国することなく経由してくる場合は不要となります（日本に入国する直前にUAEでの滞在歴がある場合に必要）。

#### （2）接触確認アプリのダウンロード及び位置情報の保存

日本入国後、接触確認アプリのダウンロード及び位置情報の保存の2点の誓約が要請されます。

詳細は以下を参照願います。

#### ○厚生労働省

（接触確認アプリについて）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)

（位置情報の保存方法）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000652555.pdf>

#### （3）その他

日本入国以降の公共交通機関の利用不可等これまでの措置には変更はありません。

3 本件措置について、別途外務省から1月8日付のメールで「【広域情報】新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置」が発出されております。厚生労働省の関連サイトと併せて、関連情報が記載されていますので、以下のリンク先よりご確認ください。

【広域情報】新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_20210606.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_20210606.html)

【厚生労働省：水際対策に係る新たな措置について】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_0209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_0209.html)

#### 4 検疫の強化に関する日本の問い合わせ窓口

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

（参考）

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

○たびレジ

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

在アラブ首長国連邦日本大使館

住所：Abu Dhabi, United Arab Emirates (P.O. Box 2430)

電話：（市外局番 02）4435696

国外からは（国番号 971）-2-4435696

Fax：（市外局番 02）443219

国外からは（国番号 971）-2-4434219

ホームページ：<https://www.uae.emb-japan.go.jp/>

フェイスブック：<https://www.facebook.com/JapanEmbUAE/>

ツイッター：<https://twitter.com/JapanEmbUAE>

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>